

ゆうゆう健康館けたか 貸部屋利用規約

令和8年7月1日施行

本規約は、ゆうゆう健康館けたか（気高保健センター）の貸部屋利用に関する必要事項を定めたものです。内容をご確認のうえご利用いただきますようお願いいたします。

■ 施設概要

施設名	ゆうゆう健康館けたか（気高保健センター）
管理者	指定管理者 株式会社さんびる
根拠条例	鳥取市保健センター条例
開館時間	午前8時30分～午後9時00分 ・貸部屋利用時間：午前9時00分～午後8時30分 ・温水プール・トレーニング室：午前10時00分～午後9時00分
休館日	・年末年始（12月29日～1月3日）※鳥取市条例に準ずる ・毎月第4木曜日（施設メンテナンス日）

■ 利用申込について

1. 受付開始時期

- ・利用月の2か月前の1日（＝2か月度前）から申込みができます。
（例：9月15日利用希望 → 7月1日から申込み可能）

2. 受付時間

- ・午前9時00分～午後8時00分

3. 申込方法・利用料の支払い

- ・受付で「施設使用申込書」を提出し、同時に利用料をお支払いください。
- ・支払い方法は現金のみです。
- ・電話・FAXでの予約や口頭での仮押さえは受け付けていません。

4. 利用料の減免

- ・減免対象に該当し、希望される場合は、使用申込書と同時に「使用料減免申請書」を提出してください。
- ・事後の適用はできません。

■ キャンセル・日時変更について

- ・前納いただいた利用料は、理由を問わず返金できません。
- ・ただし、利用日前日午後8時00分までに連絡があった場合に限り、当初の利用予定日から起算して1か月以内に1回のみ、日時の変更（振替）が可能です。
- ・当日キャンセルにつきましては、返金や日時変更はできません。予めご了承ください。

■ 利用時間及び利用料

1. 利用時間の厳守

- ・許可された時間内でご利用ください。
- ・利用時間には「準備」から「原状回復（清掃・点検）」までを含みます。
- ・終了時間を超過した場合は、延長料金をいただきます。（1 時間未満でも 1 時間として計算します。）

2. 入室時間

- ・申込開始時間の 10 分前から入室できます（前の利用者がいない場合に限りです）。
- ・この 10 分間はサービス時間（準備時間）で料金は発生しません。

3. 利用料金表（前納制・現金のみ）

部屋名	利用料金（1 時間）	延長料金（1 時間）
会議室	250 円	250 円
健康指導室	250 円	250 円
会議室・健康指導室 併用	500 円	500 円
調理実習室	300 円	300 円

■ 備品貸し出し

1. 無料貸出備品（事前申請）

- ・長机、椅子、演台、ワイヤレスマイク、ホワイトボード、マーカー、食器、調理器具一式

※申込書提出時にあわせて申請してください。当日の追加は対応できない場合があります。

2. 有料貸出備品（前納制・現金のみ）

備品名	料金（1 回・1 区分）
卓球台セット（ラケット・ピン球・アミ・防球ネット含）	500 円
卓球マシン	500 円

■ 利用上の注意・禁止事項

1. 原状回復

- ・利用終了後は、備品を所定の場所へ戻し、室内を清掃してください。
- ・清掃完了後、スタッフ立会いのもとで部屋の点検を受けてください。
- ・ゴミは、すべてお持ち帰りください。

2. 施設・備品の破損等

- ・損傷、汚損、紛失があった場合は、すぐに事務室へ届け出てください。
- ・利用者の過失による損害は、実費で賠償していただきます。

3. 駐車場

- ・満車の場合は、近隣のコミュニティセンター駐車場をご利用ください。

4.飲食・喫煙

- ・貸部屋での飲食は可能です。
- ・アルコール類は禁止します。
- ・館内および敷地内はすべて完全禁煙（電子タバコ含む）です。

5.更衣室・シャワー室

- ・プール更衣室を利用する場合は、別途料金が必要です。
- ・利用前に受付窓口へお申し出のうえ、料金をお支払いください。

6.火気の使用

- ・館内での火気の使用は禁止です。

7.利用者の責任

- ・許可された場所以外への立ち入りや、申請していない備品の使用は禁止です。
- ・騒音、大声、暴力行為、迷惑行為・公序良俗に反する行為は禁止です。

8.緊急時

- ・利用前に非常口・避難経路を確認してください。
- ・災害時は、非常放送またはスタッフの指示に従ってください。

9.その他（免責・管理権限）

- ・寄付金の募集、物品の販売などの営利行為は禁止です。
- ・天災・盗難など不可抗力による損害については責任を負いません。
- ・管理上必要と認めた場合は、利用中でもスタッフが立入検査を行うことがあります。